

平成18年 6 月 7 日

株 主 各 位

大阪市北区西天満 3 丁目 2 番17号
株式会社 ケー・エフ・シー
代表取締役社長 村 上 俊 介

第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第42回定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は書面によって議決権を行使できますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成18年 6 月23日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市北区西天満 3 丁目 5 番23号
ホテルイルグランデ梅田 1 階 「グレース」
なお、総会場が昨年と異なっておりますのでご注意ください。
（巻末の「株主総会会場ご案内図」ご参照） |
| 3. 会議の目的事項 | | |
| 報 告 事 項 | | |
| 1. 第42期（平成17年 4 月 1 日から平成18年 3 月31日まで）
営業報告書、連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに
貸借対照表及び損益計算書報告の件 | | |
| 2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の
件 | | |
| 3. 定款授權に基づく取締役会決議による自己株式取得報告
の件 | | |
| 決 議 事 項 | | |
| 第 1 号議案 第42期利益処分案承認の件 | | |
| 第 2 号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」
（28頁から38頁）に記載のとおりであります。 | | |
| 第 3 号議案 取締役10名選任の件 | | |
| 第 4 号議案 役員退職慰労金制度廃止にともなう取締役及び監査役に対す
る退職慰労金打ち切り支給の件 | | |

以 上

（お願い）当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出くださいますようお願い申し上げます。

添付書類

営 業 報 告 書

平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、鋼材、原油の原材料の高騰や米国・中国の景気に対する過熱感などに懸念はあるものの、国内企業業績は堅調に推移し、踊り場を経てようやく安定成長の足がかりをつかんだ環境となりました。

当社の関連する建設業界におきましては、民間設備工事は製造業などの好況な企業の影響を受け好調に推移しましたが、公共事業の減少等による競争激化や、原材料の高騰などコスト増加要因によって引続き収益の確保が厳しい状況にありました。

このような情勢のもとで当社グループは、従来の「付加価値の高い技術提案型営業の推進」と「総コストの圧縮」により収益確保を最重要課題として、営業活動を行ってまいりましたが、公共投資の減少・原材料の高騰等により、引続き厳しい経営環境となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、213億95百万円（前期比4.7%減）で、その内訳は商品売上高が127億38百万円（前期比4.4%減）、完成工事高は86億56百万円（前期比5.2%減）と減少しましたが、受注工事高は108億23百万円（前期比14.8%増）と増加しました。

収益面につきましては、引続き原料コストの圧縮と雇用調整を実施したことなどにより固定費の圧縮に努め、販売費及び一般管理費は減少し、連結経常利益は3億3百万円（前期実績連結経常損失1億29百万円）となりました。特別損益において役員退職慰労金の廃止にともなう取崩益、投資有価証券売却益があったものの、希望退職者募集にともなう費用及び業績の回復が見込めない英国連結子法人等の事業整理損失などを計上し、又、連結子法人等において繰延税金資産の回収可能性を慎重かつ厳格に検討し、繰延税金資産を取り崩した結果、連結当期純損失は25百万円（前期実績連結純損失5億83百万円）となりました。

(2) 企業集団及び当社の事業部門別販売状況

当連結会計年度の企業集団の事業部門別の販売状況は次表のとおりであります。

部 門	主 要 製 品 等	売 上 高	構 成 比	前 期 比 増 減 率
		千円	%	%
建 設 資 材 部 門	「あと施工アンカー」他ファスニング類等	6,547,209	30.6	2.6
トンネル掘削資材部門	ロックボルト・防水シート等	8,521,527	39.8	3.5
建 設 工 事 部 門	ト ン ネ ル 内 装 工 事 等	5,565,824	26.0	12.1
一般消費財部門	写 真 機 材 等	760,497	3.6	34.8
合 計		21,395,059	100.0	4.7

当期の当社の事業部門別の販売状況は次表のとおりであります。

部 門	主 要 製 品 等	売 上 高	構 成 比	前 期 比 増 減 率
		千円	%	%
建 設 資 材 部 門	「あと施工アンカー」他ファスニング類等	5,748,287	30.4	13.0
トンネル掘削資材部門	ロックボルト・防水シート等	8,165,353	43.3	11.1
建 設 工 事 部 門	ト ン ネ ル 内 装 工 事 等	4,445,903	23.6	25.3
一般消費財部門	写 真 機 材 等	518,588	2.7	6.1
合 計		18,878,131	100.0	7.5

(3) 企業集団が対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、製造業が堅調に推移し国内民間需要は引続き拡大傾向が予想されますが、為替相場・原油価格の動向が国内経済に与える影響について予断を許さない状況にあると思われます。

建設業界におきましては、民間工事は順調に推移するものと予想されますが、公共工事は一層減少する傾向にあり、引続き厳しい受注環境が続くものと思われます。

このような状況を踏まえ当社グループは、民間工事の受注に向け積極的な営業活動を行い、公共工事の落ち込みをカバーできる体制を早期に確立し、又、原料コストの削減に重点を置き、安定した収益基盤の確保と維持を目指し、当社グループの原点である「付加価値の高い技術提案型営業」を推進することにより、一層の社業発展を期するものであります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 企業集団の設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中に当社グループが実施致しました設備投資総額は、5 百万円となりました。又、資金調達につきましては、金融機関からの経常的な借入れにより調達致しました。

(5) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 39 期 平成15年 3 月期	第 40 期 平成16年 3 月期	第 41 期 平成17年 3 月期	第 42 期 平成18年 3 月期
売 上 高(千円)	28,597,843	23,561,358	22,453,184	21,395,059
当 期 純 利 益(千円) (は 当 期 純 損 失)	57,989	228,054	583,665	25,997
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失)	10円52銭	33円63銭	87円80銭	3 円96銭
総 資 産(千円)	24,598,843	21,510,165	21,388,525	19,988,373
純 資 産(千円)	4,140,281	4,376,075	3,690,275	3,864,540
1 株 当 たり 純 資 産	606円70銭	652円68銭	565円36銭	582円45銭

(注) 1 株当たり当期純利益又は当期純損失、1 株当たり純資産の算定に当たっては、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第 2 号)及び「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号)を適用しております。

当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 39 期 平成15年 3 月期	第 40 期 平成16年 3 月期	第 41 期 平成17年 3 月期	第 42 期 平成18年 3 月期
売 上 高(千円)	26,596,755	21,196,132	20,404,670	18,878,131
当 期 純 利 益(千円) (は 当 期 純 損 失)	156,202	128,546	1,329,821	91,079
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失)	20円78銭	18円95銭	200円05銭	13円86銭
総 資 産(千円)	24,439,689	21,077,419	20,329,639	19,181,137
純 資 産(千円)	4,913,038	5,043,908	3,614,759	3,937,614
1 株 当 たり 純 資 産	720円32銭	752円29銭	553円80銭	593円47銭

(注) 1 株当たり当期純利益又は当期純損失、1 株当たり純資産の算定に当たっては、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第 2 号)及び「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号)を適用しております。

2．会社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、各種あと施工アンカー類の販売・施工、トンネル支保材・防水シートの販売、トンネル内装及び耐震関連工事等を主事業としてトータル的に行っております。

部門別の主な営業活動は次のとおりであります。

建設資材部門
各種「あと施工アンカー」類の販売・施工 鋼材及び各種金物の製作・販売 耐震関連資材の販売・施工 ポリニットロープ等止水材及びダップドリル等電動工具類の販売
トンネル掘削資材部門
ロックボルト等トンネル用支保材料の販売 ドライモルタル等ロックボルト用定着剤の販売 トンネル用防水シート及び附属品並びに溶着機等施工機械の販売 ウレタン注入剤等トンネル用岩盤固結剤及び注入機等施工機械の販売並びにレンタル 遮水シート、防水シートの輸入販売、設計、施工
建設工事部門
トンネル内装工事及び遮音壁設置工事等環境工事の設計・施工 防護柵設置工事及び落下物防止工事等安全施設工事の設計・施工 トンネル補強工事及びビル外壁補修工事等リフレッシュ工事の設計・施工 トンネル内照明及び防災等設備工事並びに橋梁部設備関連工事の設計・施工 道路及び鉄道橋脚補強工事等耐震関連工事の設計・施工
一般消費財部門
写真・映像機材の輸入・販売

(2) 株式の状況

１．会社が発行する株式の総数 18,970,000株

２．発行済株式の総数 7,378,050株

３．期末株主数 230名

４．大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率	持 株 数	出 資 比 率
高 田 信 子	776,800	10.53	-	-
高 田 俊 太	378,000	5.12	-	-
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	325,000	4.40	-	-
ケー・エフ・シー取引先持株会	237,000	3.21	-	-
吉 田 隆 興	228,000	3.09	-	-
新 井 嘉 重	211,000	2.86	-	-
電気化学工業株式会社	200,000	2.71	740,000	0.00
坂 本 澄 雄	195,000	2.64	-	-
ケー・エフ・シー従業員持株会	188,735	2.56	-	-
高 松 建 設 株 式 会 社	166,000	2.25	-	-

(注) １．当社は自己株式743,100株を所有しておりますが、上記の大株主欄には記載しておりません。

２．当社は株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行へ直接出資しておりませんが、同行の持株会社である株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループの株式62.00株（出資比率0.00％）を所有しております。

5. 自己株式の取得、処分等及び保有

取得株式

- ・ 普通株式 42,300株
- ・ 取得価額の総額 29,761千円

上記のうち、第41回定時株主総会后、定款授權に基づく取締役会決議による取得株式

- ・ 取得の事由 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため

- ・ 普通株式 40,000株
- ・ 取得価額の総額 28,200千円

処分株式

- ・ 普通株式 150,000株
- ・ 処分価額の総額 102,000千円

失効手続きをした株式

- 普通株式 0株

決算期における保有株式

- 普通株式 743,100株

(注) 決算期後に取得した自己株式

- ・ 普通株式 21,000株
- ・ 取得価額の総額 17,136千円

(3) 企業集団及び当社の従業員の状況

企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
284名	- 152名

(注) 従業員数が前期末に比較して大幅に減少していますのは、当社の連結子法人等であったジョンレイン オブ ホイック社の債務整理が平成18年1月9日に開始されたため期末人員には含めず、又、平成18年2月28日に当社にて希望退職者募集（セカンドキャリア特別支援制度）を実施したことによるものであります。

当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	210名	- 53名	40.0才	12.4年
女 性	52	- 11	32.7	9.5
合 計 又 は 平 均	262	- 64	38.6	11.8

- (注) 1. 従業員数が前期末に比較して減少していますのは、当社連結子法人等への転籍及び平成18年2月28日に希望退職者募集(セカンドキャリア特別支援制度)(24名)を実施したことによるものであります。
2. 出向者14名(男性11名、女性3名)を含んでおります。
3. 参与、顧問、嘱託、臨時雇用者は含んでおりません。

(4) 企業結合の状況

重要な子法人等の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
(連結子法人等) アールシーアイ・セキジュ株式会社	74,000	60	建設資材の販売・設計・施工
カーボフォル・ジャパン株式会社	40,000	100	遮水シート、防水シートの輸入販売・設計・施工

- (注) 1. 当社の連結子法人等であった株式会社アール・シー・アイは平成17年6月13日に増資を行い、資本金は74,000千円となりました。
2. 当社の連結子法人等であった株式会社アール・シー・アイは平成17年9月1日付で積樹道路株式会社と合併し、アールシーアイ・セキジュ株式会社となっております。
3. 当社の連結子法人等であったジョンレイン オブ ホイック社は平成18年1月9日付で債務整理が行われ実質破産となりましたので、期末時点では当社連結子法人等を含めておりません。又、ジョンレイン オブ ホイック社の管理会社であり当社の連結子法人等であったオデット クロード社も同様であります。

企業結合の成果

当社の連結子法人等は、上記の2社であり、当連結会計年度の連結売上高は213億95百万円、連結当期純損失は25百万円となりました。

(5) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高	借入先が有する当社株式の状況	
		持 株 数	出 資 比 率
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	4,056,200千円	325,000株	4.40%
株 式 会 社 り そ な 銀 行	635,000千円	- 株	- %
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	100,000千円	50,000株	0.68%

(6) 企業集団の主要な営業所

当 社

- １．本 店 大阪市北区西天満３丁目２番17号
- ２．東 京 本 社 東京都港区芝２丁目５番10号
- ３．支 店 横浜支店(横浜市中区) 名古屋支店(名古屋市中区)
福岡支店(福岡市博多区)
- ４．営 業 所 札幌営業所(札幌市東区) 東北営業所(仙台市泉区)
広島営業所(広島市中区) 他 ４ヶ所
- ５．流通センター 大阪流通センター(大阪府富田林市)
関東流通センター(埼玉県加須市)

連結子法人等

アールシーアイ・セキジュ株式会社

- １．大 阪 本 店 大阪市北区西天満３丁目２番17号
- ２．東 京 本 社 東京都港区芝２丁目５番10号

カーボフォル・ジャパン株式会社

東京都港区芝２丁目５番10号

(注) 平成18年５月22日付をもって名古屋支店は愛知県清須市へ移転致しました。

(7) 取締役及び監査役

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
取 締 役 会 長	吉 田 隆 興	管 理 統 括 部 長 土 木 資 材 事 業 部 長 兼 大 阪 土 木 営 業 部 長 フ ァ ス ナ ー 事 業 部 長 兼 横 浜 支 店 長 兼 耐 震 対 策 室 長 建 設 事 業 部 長 管 理 統 括 部 副 統 括 部 長 兼 経 営 企 画 室 長 土 木 資 材 事 業 部 副 事 業 部 長 兼 東 京 土 木 営 業 部 長 技 術 部 長 兼 完 成 工 事 ・ 技 術 管 理 管 掌 兼 ISO 品 質 管 理 責 任 者 営 業 推 進 部 長
代 表 取 締 役 社 長 (兼) 執 行 役 員 社 長	村 上 俊 介	
代 表 取 締 役 副 社 長 (兼) 執 行 役 員 副 社 長	山 口 宏	
専 務 取 締 役 (兼) 専 務 執 行 役 員	石 田 伸 行	
常 務 取 締 役 (兼) 常 務 執 行 役 員	立 野 誠	
常 務 取 締 役 (兼) 常 務 執 行 役 員	森 田 正 博	
常 務 取 締 役 (兼) 常 務 執 行 役 員	堀 池 康 友	
取 締 役 (兼) 執 行 役 員	米 田 元 彦	
取 締 役 (兼) 執 行 役 員	小 野 晶 生	
取 締 役 (兼) 執 行 役 員	高 田 俊 太	
常 勤 監 査 役	柳 澤 文 夫	公 認 会 計 士 税 理 士
監 査 役	高 林 賢 了	
監 査 役	長 田 啓 子	

(注) 1. 当期中の取締役及び監査役の異動

- (1) 平成17年6月24日開催の第41回定時株主総会をもって、代表取締役会長 新井嘉重及び常務取締役 古跡一智の両氏は取締役を退任致しました。
 - (2) 平成17年6月24日開催の第41回定時株主総会において、新たに米田元彦、小野晶生、高田俊太の3氏が取締役に選任され、それぞれ就任致しました。
 - (3) 平成18年3月31日付をもって、専務取締役 石田伸行氏は取締役を退任致しました。
 - (4) 平成17年6月24日開催の第41回定時株主総会をもって、監査役 池上勝也及び若松隆則の両氏は監査役を退任致しました。
 - (5) 平成17年6月24日開催の第41回定時株主総会において、新たに柳澤文夫及び長田啓子の両氏が監査役に選任され、それぞれ就任致しました。
2. 監査役 高林賢了及び長田啓子の両氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
3. 平成18年4月1日付をもって取締役の担当を次のとおり変更致しました。
- | | | |
|-------|-------|---------------|
| 常務取締役 | 森田 正博 | 土木資材事業部長 |
| 常務取締役 | 堀池 康友 | 管理統括部長兼経営企画室長 |

4. 取締役を兼務しない執行役員の氏名及び担当業務は、次のとおりであります。
(平成18年6月7日現在)

役 職	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
執 行 役 員	中 地 正 男	コ ン ス マ ー 部 長
執 行 役 員	西 田 克 彦	管 理 統 括 部 総 務 部 長
執 行 役 員	真 銅 和 宏	ファスナー事業部副事業部長兼大阪ファスナー部長
執 行 役 員	山 田 清 秀	フ ァ ス ナ ー 事 業 部 副 事 業 部 長
執 行 役 員	中 村 武 志	建 設 事 業 部 長 兼 工 事 部 長
執 行 役 員	小豆畑 卓 郎	営 業 推 進 部 部 長
執 行 役 員	高 津 志 郎	カーボフォル・ジャパン株式会社営業部長(出向)
執 行 役 員	森 田 実	名古屋支店長兼建設営業二部長
執 行 役 員	奥 村 明 彦	管 理 統 括 部 購 買 部 長

(8) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

	支 払 額
1. 当社及び子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	19百万円
2. 上記1.のうち公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	19百万円
3. 上記2.のうち当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	19百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、3の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(9) 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実
該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	12,170,245	流 動 負 債	12,490,973
現金及び預金	2,680,863	支払手形	5,157,351
受取手形	3,175,010	買掛金	1,184,976
売掛金	2,740,517	工事未払金	1,070,218
完成工事未収入金	1,855,182	短期借入金	2,080,000
未成工事支出金	397,574	1年以内に返済予定の長期借入金	1,690,300
その他のた卸資産	746,107	1年以内に償還予定の社債	460,000
繰延税金資産	117,941	未払法人税等	14,292
その他流動資産	614,671	未成工事受入金及び前受金	287,472
貸倒引当金	157,624	その他流動負債	546,361
固 定 資 産	7,810,961	固 定 負 債	3,555,243
有形固定資産	6,125,802	社 債	720,000
建物及び構築物	1,872,687	長期借入金	2,395,900
機械装置及び運搬具	144,820	繰延税金負債	59,545
工具器具備品	20,035	退職給付引当金	325,602
土地	4,088,258	役員退職慰労引当金	49,440
無形固定資産	88,069	その他固定負債	4,755
特許権	65,889	負債合計	16,046,216
ソフトウェア	1,378	少 数 株 主 持 分	
その他無形固定資産	20,801	少数株主持分	77,616
投資その他の資産	1,597,090	資 本 の 部	
投資有価証券	1,289,427	資 本 金	565,295
繰延税金資産	5,684	資本剰余金	376,857
その他の投資等	514,753	利益剰余金	3,215,180
貸倒引当金	212,775	株式等評価差額金	413,876
繰 延 資 産	7,166	自 己 株 式	706,669
社債発行費	7,166	資本合計	3,864,540
資 産 合 計	19,988,373	負債、少数株主持分及び資本合計	19,988,373

連結損益計算書

平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金	額
経常損益の部		
営業損益の部		
売上高	12,738,432	
商品売上高	8,656,627	21,395,059
売上高	9,499,053	
商品売上高	7,333,905	16,832,958
売上高	3,239,379	
商品売上高	1,322,721	4,562,101
販売費及び一般管理費		4,247,662
営業外損益の部		314,438
営業外損益の部	20,590	
受取利息及び配当金	22,068	
受取利息及び配当金	29,431	
受取利息及び配当金	43,041	115,131
営業外費用	103,346	
その他営業外費用	22,473	125,819
経常利益		303,750
特別損益の部		
固定資産売却益	2,744	
役員退職慰労引当金取崩	111,760	
投資有価証券売却益	292,332	
その他の特別利益	10,627	417,464
特別損失	1,560	
固定資産除却損	1,516	
ゴルフ会員権売却損	1,000	
ゴルフ会員権評価損	82,936	
希望退職優遇制度による特別退職費用	290,005	
事業整理損失	9,601	
貸倒引当金繰入額	37,773	424,395
税金等調整前当期純利益		296,819
法人税、住民税及び事業税	7,019	
法人税等調整額	299,212	306,231
少数株主利益		16,585
当期純損失		25,997

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

連結貸借対照表及び連結損益計算書の作成に当たり採用した基本となる重要な事項は、次のとおりであります。

1. 連結の範囲に関する事項

子法人等は、すべて連結されております。

当該連結子法人等は、アールシーアイ・セキジュ株式会社、カーボフォル・ジャパン株式会社、オデット クロード社、ジョンレイン オブ ホイック社の4社であります。

なお、オデット クロード社、ジョンレイン オブ ホイック社は、連結子法人ではなくておりますが、連結子法人であった期間の連結損益計算書（連結剰余金計算書を含む）及び連結キャッシュ・フロー計算書は連結の範囲に含め、連結貸借対照表は連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子法人等及び関連会社はありません。

3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等のうちオデット クロード社、ジョンレイン オブ ホイック社の決算日は従来ともに12月31日であります。

なお、当連結会計年度につきましては、中間期において事業整理を行ったことなどから、1月1日から6月30日までの期間とし、その後発生した重要な取引につきましては、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの.....期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの.....移動平均法による原価法

たな卸資産

未成工事支出金.....個別法による原価法

その他たな卸資産.....主として移動平均法による原価法

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物（附属設備を除く）.....定額法

但し一部連結子法人等は定率法

その他の有形固定資産.....定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物.....3年～50年

機械装置及び運搬具.....2年～13年

無形固定資産

自社利用のソフトウェア.....社内における見込利用可能期間（５年）に基づく
定額法

その他の無形固定資産.....定額法

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費.....３年間にわたり每期均等償却しております。

社債発行差金.....社債の償還期間にわたり每期均等償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当社及び連結子法人等は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

当社グループは、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異（573,860千円）については、15年による按分額を費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。又、執行役員（取締役兼務執行役員を除く）に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

役員退職慰労引当金

当社グループは、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子法人等の収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算しております。

(6) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しており、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

(8) 完成工事高の計上基準

完成工事高の計上基準は、工事完成基準によっておりますが、長期大型工事（工期1年以上かつ請負額1億円以上）については、工事進行基準によっております。なお、当連結会計年度の工事進行基準によった完成工事高は739,495千円、完成工事原価は621,464千円であります。

(9) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

（追加情報）

1. 退職給付引当金

当社は経営改革の一環として執行役員報酬体系の見直しを行った結果、平成17年12月19日開催の取締役会において、執行役員退職慰労金規程の廃止を決議致しました。

これにともない、前連結会計年度末の「退職給付引当金」に含まれる執行役員退職慰労引当金残高のうち当連結会計年度末使用残高の70%に当たる10,627千円を取崩し、特別利益の「その他特別利益」として計上しており、残り30%に当たる4,972千円を退職時に支給する予定額として計上しております。

2. 役員退職慰労引当金

当社グループは経営改革の一環として役員報酬体系の見直しを行った結果、平成17年12月19日開催の取締役会において、役員退職慰労金規程の廃止を決議致しました。

これにともない、前連結会計年度末の役員退職慰労引当金残高のうち当連結会計年度末使用残高の70%に当たる111,760千円を取崩し、特別利益の「役員退職慰労引当金取崩益」として計上しており、残り30%に当たる49,440千円を退職時に支給する予定額として計上しております。

2. 連結貸借対照表 注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,087,834千円

3. 減損損失累計額 7,386千円

4. 担保に供している資産 土 地 4,020,468千円

建物及び構築物 1,648,429千円

3. 連結損益計算書 注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純損失 3円96銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年 5 月15日

株式会社ケー・エフ・シー

取締役会御中

太陽 A S G 監査法人

代 表 社 員	公認会計士	石 川 昌 司 ・
業務執行社員		
代 表 社 員	公認会計士	高 木 勇 ・
業務執行社員		

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、株式会社ケー・エフ・シーの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第42期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い株式会社ケー・エフ・シー及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 当社の会計監査人である太陽監査法人は、平成18年1月1日付をもってA S G 監査法人と合併し、名称を太陽 A S G 監査法人に変更しております。

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第42期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人 太陽A S G 監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月19日

株式会社ケー・エフ・シー 監査役会

常勤監査役 柳 澤 文 夫 ・

監 査 役 高 林 賢 了 ・

監 査 役 長 田 啓 子 ・

（注）監査役高林賢了及び監査役長田啓子は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	11,185,779	流 動 負 債	11,734,438
現 金 預 金	2,526,142	支 払 手 形	4,738,763
受 取 手 形	2,932,541	買 掛 金	1,184,243
売 掛 金	2,704,225	工 事 未 払 金	851,196
完成工事未収入金	1,523,690	短 期 借 入 金	2,080,000
商 品	717,038	1年以内に返済予定の長期借入金	1,690,300
未 成 工 事 支 出 金	229,227	1年以内に償還予定の社債	460,000
前 払 費 用	68,467	未 払 金	290,481
未 収 入 金	228,206	未 払 法 人 税 等	13,757
繰 延 税 金 資 産	94,493	未 払 費 用	82,018
その他流動資産	320,959	未 成 工 事 受 入 金	191,726
貸 倒 引 当 金	159,212	そ の 他 流 動 負 債	151,951
固 定 資 産	7,988,191	固 定 負 債	3,509,085
有形固定資産	6,121,107	社 債	720,000
建 物	1,806,610	長 期 借 入 金	2,395,900
構 築 物	66,076	繰 延 税 金 負 債	23,868
機 械 装 置	140,338	退 職 給 付 引 当 金	320,285
車 輛 運 搬 具	269	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	44,275
工 具 器 具 備 品	19,554	そ の 他 固 定 負 債	4,755
土 地	4,088,258	負 債 合 計	15,243,523
無形固定資産	86,282	資 本 の 部	
特 許 権	65,889	資 本 金	565,295
ソ フ ト ウ ェ ア	1,378	資 本 剰 余 金	376,857
その他無形固定資産	19,014	資 本 準 備 金	376,857
投資その他の資産	1,780,801	利 益 剰 余 金	3,295,709
投 資 有 価 証 券	1,281,133	利 益 準 備 金	141,323
子 会 社 株 式	106,998	別 途 積 立 金	3,023,000
差 入 保 証 金	184,566	当 期 未 処 分 利 益	131,386
その他の投資等	492,155	株 式 等 評 価 差 額 金	406,421
貸 倒 引 当 金	284,052	自 己 株 式	706,669
繰 延 資 産	7,166	資 本 合 計	3,937,614
社 債 発 行 費	7,166	負 債 ・ 資 本 合 計	19,181,137
資 産 合 計	19,181,137		

損益計算書

平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金	額
経常損益の部		
営業損益の部		
売上高	12,157,250	
売上高	6,720,881	18,878,131
売上高	9,135,669	
売上高	5,720,877	14,856,547
売上高	3,021,580	
売上高	1,000,003	4,021,584
販売費及び一般管理費		3,716,802
営業外損益の部		304,782
営業外収益	23,503	
営業外収益	32,748	
営業外収益	76,198	132,450
営業外費用	95,259	
営業外費用	22,019	117,279
特別損益の部		319,953
特別損益	2,744	
特別損益	292,332	
特別損益	99,708	
特別損益	10,627	405,413
特別損益	1,560	
特別損益	1,516	
特別損益	1,000	
特別損益	82,936	
特別損益	199,217	
特別損益	89,577	
特別損益	30,684	406,493
税引前当期純利益		318,872
法人税、住民税及び事業税		5,489
法人税、住民税及び事業税		222,304
当期純利益		91,079
繰越利益		83,191
繰越利益		42,885
繰越利益		131,386

注 記 事 項

1. 重要な会計方針

貸借対照表及び損益計算書の作成に当たり採用した重要な会計方針は、次のとおりであります。

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商 品 移動平均法による原価法

(2) 未成工事支出金 個別法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物 (建物附属設備を除く) …………… 定額法

その他の有形固定資産…………… 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物…………… 3 年～50 年

機械装置及び車輛運搬具…………… 2 年～13 年

(2) 無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間 (5 年) に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用 (その他の投資等) 定額法

4. 繰延資産の処理方法

社 債 発 行 費…………… 3 年間にわたり每期均等償却しております。

社債発行差金…………… 社債の償還期間にわたり每期均等償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異（573,860千円）については、15年による按分額を費用処理しております。数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。又、執行役員（取締役兼務執行役員を除く）に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

当社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

6．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7．完成工事高の計上基準

完成工事高の計上基準は、工事完成基準によっておりますが、長期大型工事（工期1年以上かつ請負額1億円以上）については、工事進行基準によっております。なお、当期の工事進行基準による完成工事高は472,505千円、完成工事原価は411,405千円であります。

8．リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

9．ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しており、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

10. 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(追加情報)

1. 退職給付引当金

当社は経営改革の一環として執行役員報酬体系の見直しを行った結果、平成17年12月19日開催の取締役会において、執行役員退職慰労金規程の廃止を決議致しました。

これにともない、前事業年度末の「退職給付引当金」に含まれる執行役員退職慰労引当金残高のうち当事業年度末使用残高の70%に当たる10,627千円を取崩し、特別利益の「その他特別利益」として計上しており、残り30%に当たる4,972千円を退職時に支給する予定額として計上しております。

2. 役員退職慰労引当金

当社は経営改革の一環として役員報酬体系の見直しを行った結果、平成17年12月19日開催の取締役会において、役員退職慰労金規程の廃止を決議致しました。

これにともない、前事業年度末の役員退職慰労引当金残高のうち当事業年度末使用残高の70%に当たる99,708千円を取崩し、特別利益の「役員退職慰労引当金取崩益」として計上しており、残り30%に当たる44,275千円を退職時に支給する予定額として計上しております。

2. 貸借対照表注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 子会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	294,587千円
--------	-----------

短期金銭債務	280千円
--------	-------

3. 有形固定資産の減価償却累計額	2,062,829千円
-------------------	-------------

4. 減損損失累計額	7,386千円
------------	---------

5. 重要なリース資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な固定資産として、機械装置及び電子計算機などがあります。

6. 保証債務等

保 証 債 務	40,895千円
---------	----------

7. 担保に供している資産

土 地	4,020,468千円
-----	-------------

建 物	1,648,429千円
-----	-------------

8. 商法施行規則第124条第3号に規定する資産に時価を付した場合の増加純資産額	406,421千円
9. 受取手形割引高	500,282千円
3. 損益計算書注記	
1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。	
2. 子会社との取引高	
商品売上高	14,592千円
完成工事高	170,515千円
商品売上原価	106,487千円
完成工事原価	3,217千円
販売費及び一般管理費（人件費）	11,723千円
（保険料）	890千円
営業取引以外の取引高	22,070千円
3. 1株当たり当期純利益	13円86銭

利 益 処 分 案

（単位：円）

科 目	金	額
. 当 期 未 処 分 利 益	131,386,193	131,386,193
これを次のとおり処分します。		
. 利 益 処 分 額		
利 益 配 当 金 （ 1 株につき 6 円）	39,809,700	39,809,700
. 次 期 繰 越 利 益		91,576,493

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年 5月15日

株式会社ケー・エフ・シー

取締役会御中

太 陽 A S G 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 石 川 昌 司 ・
業 務 執 行 社 員
代 表 社 員 公 認 会 計 士 高 木 勇 ・
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社ケー・エフ・シーの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第42期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）当社の会計監査人である太陽監査法人は、平成18年1月1日付をもってA S G監査法人と合併し、名称を太陽A S G監査法人に変更しております。

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第42期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 太陽ＡＳＧ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月19日

株式会社ケー・エフ・シー 監査役会

常勤監査役 柳 澤 文 夫 ・

監 査 役 高 林 賢 了 ・

監 査 役 長 田 啓 子 ・

(注) 監査役高林賢了及び監査役長田啓子は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1．総株主の議決権の数

6,472個

2．議案及び参考事項

第1号議案 第42期利益処分案承認の件

議案の内容につきましては、添付書類25頁に記載のとおりであります。

当期の利益処分につきましては、当期の業績、今後の見通しを勘案するとともに、企業体質の強化と将来の事業展開のための内部留保にも配慮させていただきました。当期の利益配当金につきましては、1株につき6円とさせていただきます。

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

- ・当社の連結子法人等であったジョンレイン オブ ホイック社が平成18年1月9日付にて、当社連結子法人等より削除されたことにともない、現行定款第2条（目的）第17号を削除するものであります。
- ・公告方法について、周知性の向上及び公告掲載費用の節減を図るため、電子公告制度を採用することとし、現行定款第4条（公告の方法）について所要の変更を行うものであります。
- ・「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「整備法」という）が、平成18年5月1日に施行されたことにともない、定款の定めによって可能となる事項等について、次のとおり所要の変更を行うものであります。

単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株主の権利を限定する規定を新設するものであります。

インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。

取締役会の機動的・効率的な運営を図るため、会社法第370条に定められた取締役会の書面決議を可能にするための規定を新設するものであります。

取締役及び監査役の会社に対する賠償責任を取締役会の決議をもって、

法令に定める限度内で軽減できるようにするとともに、社外取締役及び社外監査役の会社に対する責任については、あらかじめ法令に定める限度内で契約を締結できるようにするため、変更案第28条及び第36条を新設するものであります。なお、変更案第28条の新設を議案として提出することにつきましては、監査役会の全員一致による同意を得ております。

その他、会社法が施行されることにともない、新たに定款に規定が必要となる事項等について、条文の新設、規定の整備、条文の加除にともなう条数の変更等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (目 的) 第2条 会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 ・ 〔条文省略〕 16 <u>17 一般衣料及び身の回り品の販売</u> <u>18</u> ・ 〔条文省略〕 <u>20</u> 〔新 設〕	第1章 総 則 (目 的) 第2条 〔現行どおり〕 1 ・ 〔現行どおり〕 16 〔削 除〕 <u>17</u> ・ 〔現行どおり〕 <u>19</u> (機関) <u>第4条 会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>1 取締役会</u> <u>2 監査役</u> <u>3 監査役会</u> <u>4 会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
(公告の方法) 第4条 会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。 第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 会社の発行する株式の総数は、1,897万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減じる。 〔新 設〕 (自己株式の取得) 第6条 会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。 (1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) 第7条 会社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 会社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。	(公告方法) 第5条 会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 会社の発行可能株式総数は、1,897万株とする。 (株券の発行) 第7条 会社は、株式に係る株券を発行する。 (自己株式の取得) 第8条 会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。 (単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第9条 会社の単元株式数は、1,000株とする。 会社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。

現 行 定 款	変 更 案
〔 新 設 〕 （名義書換代理人） 第8条 会社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議により選定する。 会社は株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、会社においてはこれを取扱わない。</u>	（単元未満株式についての権利） 第10条 会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1 <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2 <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3 <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> （株主名簿管理人） 第11条 会社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって定め、公告する。 会社は株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、会社においては取扱わない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(株式取扱規則) 第 9 条 会社の発行する株券の種類、株式 <u>の名義書換、実質株主通知の受</u> <u>理、実質株主名簿の作成、株券の</u> <u>交付、株券喪失登録、単元未満株</u> <u>式の買取りその他株式に関する請</u> <u>求、届出の手続き及び手数料につ</u> <u>いては、取締役会の定める株式取</u> <u>扱規則による。</u> (基準日) 第10条 会社は、<u>毎決算期日の最終の株主</u> <u>名簿に記載又は記録された株主</u> <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u> <u>をもって、その決算期に関する定</u> <u>時株主総会において権利を行使す</u> <u>べき株主とする。</u> <u>前項、その他本定款に別段の定め</u> <u>がある場合を除き、必要がある場</u> <u>合には、取締役会の決議により、</u> <u>あらかじめ公告して臨時に基準日</u> <u>を定めることができる。</u> 第 3 章 株主総会 (招集の時期) 第11条 会社の定時株主総会は、<u>毎決算期</u> <u>日の翌日から 3 ヶ月以内に招集</u> <u>し、臨時株主総会は、必要に応じ</u> <u>て随時これを招集する。</u> [新 設] (招集者及び議長) 第12条 [条文省略]	(株式取扱規則) 第12条 会社の株式に関する取扱い及び手 数料は、法令又は定款に定めるも <u>ののほか、取締役会において定め</u> <u>る株式取扱規則による。</u> [削 除] 第 3 章 株主総会 (招集の時期) 第13条 定時株主総会は、<u>毎年 6 月に招集</u> <u>し、臨時株主総会は、必要がある</u> <u>場合に招集する。</u> (定時株主総会の基準日) 第14条 会社の定時株主総会の議決権の基 準日は、<u>毎年 3 月31日とする。</u> (招集権者及び議長) 第15条 [現行どおり]

現 行 定 款	変 更 案
〔新 設〕 （決議の方法） 第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 <u>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u> （議決権の代理行使） 第14条 株主は、会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に提出しなければならない。 第4章 取締役及び取締役会 （取締役の員数） 第15条 〔条文省略〕	<u>（株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供）</u> 第16条 会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> （決議の方法） 第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数</u>をもって行う。<u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u> （議決権の代理行使） 第18条 株主は、会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。株主又は代理人は、代理権を<u>証明</u>する書面を株主総会毎に提出しなければならない。 第4章 取締役及び取締役会 （取締役の員数） 第19条 〔現行どおり〕

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の選任方法) 第16条 〔新 設〕 会社の取締役の選任については、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 — 取締役の選任については、累積投票によらない<u>ものとする。</u> (取締役の任期) 第17条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 (代表取締役及び役付取締役) 第18条 会社は、<u>取締役会の決議により</u>、代表取締役を選任する。 <u>取締役会の決議により、取締役の中から、取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役会長、取締役副会長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。</u> (取締役会の招集者及び議長) 第19条 〔条文省略〕 (取締役会の招集通知) 第20条 〔条文省略〕 〔新 設〕	(取締役の選任) 第20条 <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u> — 取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 — 取締役の選任決議については、累積投票によらない。 (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 (代表取締役及び役付取締役) 第22条 会社は、<u>取締役会の決議によって</u>、代表取締役を選定する。 <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長、取締役副会長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u> (取締役会の招集権者及び議長) 第23条 〔現行どおり〕 (取締役会の招集通知) 第24条 〔現行どおり〕 — <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
〔 新 設 〕 （取締役会規則） 第21条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。 （取締役の報酬及び退職慰労金） 第22条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。 〔 新 設 〕	（取締役会の決議の省略） 第25条 会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> （取締役会規則） 第26条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。 （取締役の報酬等） 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 （取締役の責任免除） 第28条 会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 <u>会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第23条 〔条文省略〕 (監査役の選任方法) 第24条 〔新 設〕 会社の監査役の選任については、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第25条 監査役の任期は、<u>就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 (常勤監査役) 第26条 監査役はその互選により、常勤監査役を定める。 (監査役会の招集通知) 第27条 〔条文省略〕 〔新 設〕 (監査役会規則) 第28条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。 (監査役の報酬及び退職慰労金) 第29条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。	第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第29条 〔現行どおり〕 (監査役の選任) 第30条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> — 監査役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (常勤監査役) 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 (監査役会の招集通知) 第33条 〔現行どおり〕 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> (監査役会規則) 第34条 監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。 (監査役の報酬等) 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

現 行 定 款	変 更 案
〔新 設〕 第 6 章 計 算 （営業年度） 第30条 会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>年1期とし、営業年度の末日を決算期日とする。</u>	（監査役の責任免除） 第36条 会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> 会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第 6 章 計 算 （事業年度） 第37条 会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

現 行 定 款	変 更 案
<u>(利益配当金及び中間配当金)</u> <u>第31条 会社の利益配当金は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払うものとする。</u> <u>会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(中間配当という。)を行うことができる。</u> <u>利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、会社はその支払いの義務を免れるものとする。</u> <u>未払配当金には、利息をつけないものとする。</u> 〔新 設〕 〔新 設〕 〔新 設〕	〔 削 除 〕 <u>(剰余金の配当の基準日)</u> <u>第38条 会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> <u>(中間配当)</u> <u>第39条 会社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる。</u> <u>(配当金等の除斥期間)</u> <u>第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、会社はその支払義務を免れる。</u> <u>前項の金銭には利息を付けない。</u>

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、1名増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 （ 生 年 月 日 ）	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当 社株式の数	当社との 利害関係
1	村 上 俊 介 （昭和21年10月21日生）	昭和44年2月 当社入社 平成6年3月 当社取締役東京建設 部長 平成7年11月 当社取締役東京支店 長 平成12年4月 当社取締役特需営業 部長 平成15年4月 当社取締役営業統括 部東京支店長兼建設 工事部門担当 平成15年6月 当社常務取締役兼常 務執行役員営業統括 部東京支店長兼建設 工事部門担当 平成17年4月 当社常務取締役兼常 務執行役員 平成17年6月 当社代表取締役社長 兼執行役員社長 （現在に至る）	38,060株	なし

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当 社株式の数	当社との 利害関係
2	山 口 宏 (昭和17年7月6日生)	昭和47年 9 月 当社入社 平成10年 3 月 当社取締役経営企画 室長 平成12年 4 月 当社取締役購買部長 平成14年 6 月 当社取締役管理統括 部副統括部長兼経理 部長 平成15年 6 月 当社常務取締役兼常 務執行役員管理統括 部長 平成16年 4 月 当社常務取締役兼常 務執行役員管理統括 部長兼内部監査室長 平成17年 6 月 当社代表取締役副社 長兼執行役員副社長 兼管理統括部長兼内 部監査室長 平成17年 8 月 当社代表取締役副社 長兼執行役員副社長 兼管理統括部長 平成18年 4 月 当社代表取締役副社 長兼執行役員副社長 (現在に至る)	64,000株	なし

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当 社株式の数	当社との 利害関係
3	立 野 誠 (昭和21年11月19日生)	昭和45年11月 当社入社 平成10年 3 月 当社取締役横浜支店 長 平成15年 6 月 当社常務取締役兼常 務執行役員営業統括 部建設資材部門担当 平成16年 4 月 当社常務取締役兼常 務執行役員営業統括 部建設資材部門管掌 兼耐震リニューアル 営業部長 平成17年 5 月 当社常務取締役兼常 務執行役員ファス ナー事業部長兼横浜 支店長兼耐震対策室 長 (現在に至る)	50,000株	なし
4	森 田 正 博 (昭和23年 4 月23日生)	昭和46年 4 月 当社入社 平成10年 3 月 当社取締役名古屋支 店長 平成15年 6 月 当社常務取締役兼常 務執行役員営業統括 部名古屋支店長 平成16年 4 月 当社常務取締役兼常 務執行役員営業統括 部大阪支店長兼建設 工事部門管掌 平成17年 5 月 当社常務取締役兼常 務執行役員建設事業 部長 平成18年 4 月 当社常務取締役兼常 務執行役員土木資材 事業部長 (現在に至る)	46,000株	なし

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当 社株式の数	当社との 利害関係
5	堀 池 康 友 (昭和24年 5月22日生)	昭和47年 4 月 株式会社三和銀行 (現 株式会社三菱 東京ＵＦＪ銀行) 入 行 平成 9 年 4 月 同行尼崎支店長 平成11年10月 同行業務推進部部長 平成12年 4 月 同行公共法人部部長 平成13年 6 月 当社顧問 平成13年 6 月 当社取締役経営企画 室長 平成17年 4 月 当社取締役兼執行役 員管理統括部副統括 部長兼経営企画室長 平成17年 6 月 当社常務取締役兼常 務執行役員管理統括 部副統括部長兼経営 企画室長 平成18年 4 月 当社常務取締役兼常 務執行役員管理統括 部長兼経営企画室長 (現在に至る)	3,000株	なし
6	米 田 元 彦 (昭和22年12月 9日生)	昭和48年 4 月 当社入社 平成10年 4 月 当社営業本部東京土 木営業部長 平成15年 4 月 当社執行役員営業統 括部東京土木営業部 長 平成17年 5 月 当社執行役員土木資 材事業部副事業部長 兼東京土木営業部長 平成17年 6 月 当社取締役兼執行役 員土木資材事業部副 事業部長兼東京土木 営業部長 (現在に至る)	24,000株	なし

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当 社株式の数	当社との 利害関係
7	小 野 晶 生 (昭和24年9月7日生)	昭和48年3月 当社入社 平成7年1月 当社技術本部技術開 発部副部長 平成12年3月 当社ISO推進室長 平成15年4月 当社執行役員ISO 推進室長兼完成工事 技術管理担当 平成17年4月 当社執行役員技術部 部長兼完成工事・技 術管理管掌兼ISO 品質管理責任者 平成17年6月 当社取締役兼執行役 員技術部部長兼完成 工事・技術管理管掌 兼ISO品質管理責 任者 (現在に至る)	18,000株	なし
8	高 田 俊 太 (昭和43年2月10日生)	平成4年8月 当社入社 平成16年4月 当社営業統括部東京 支店建設部副部長 平成17年4月 当社営業推進部長 平成17年6月 当社取締役兼執行役 員営業推進部長 (現在に至る)	378,000株	なし

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当 社株式の数	当社との 利害関係
9	中 村 武 志 (昭和24年5月7日生)	昭和47年9月 当社入社 平成6年4月 当社営業本部大阪建設部副部長 平成7年4月 当社営業本部大阪建設部部長 平成12年4月 当社営業統括部大阪支店建設部長 平成14年6月 当社営業統括部東京支店建設部長 平成16年4月 当社執行役員営業統括部東京支店建設部長 平成17年4月 当社執行役員建設事業部東京建設部長 平成18年4月 当社執行役員建設事業部長兼工事部長 (現在に至る)	9,000株	なし

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当 社株式の数	当社との 利害関係
10	高 津 志 郎 (昭和21年10月31日生)	昭和44年 4 月 大成建設株式会社入 社 平成 4 年 4 月 同社本社営業部副部 長 平成 5 年10月 同社横浜支店営業部 副部長 平成10年 7 月 同社横浜支店営業部 営業部長 平成15年11月 当社入社 当社営業統括部部長 平成16年 4 月 当社執行役員営業統 括部東京支店建設部 営業担当部長 平成17年 4 月 当社執行役員建設事 業部東京建設部部長 平成17年 5 月 当社執行役員営業推 進部営業担当部長 平成18年 4 月 当社執行役員カーボ フォル・ジャパン株 式会社営業部長（出 向） （現在に至る）	2,000株	なし

第4号議案 役員退職慰労金制度廃止にともなう取締役及び監査役に対する退職慰労金打ち切り支給の件

当社は、役員退職慰労金制度を平成17年3月限りをもって遡及して廃止することを平成17年12月19日開催の取締役会において決議致しました。これにともない、平成18年3月31日付をもって退任されました取締役 石田伸行氏及び本總會終結の時をもって任期満了により退任されます取締役 吉田隆興氏並びに、現取締役のうち、村上俊介、山口 宏、立野 誠、森田正博、堀池康友の5氏及び現監査役 高林賢了氏に対し、平成17年3月31日までの在任期間における功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を各氏の退社時に打ち切り支給致したいと存じます。

その具体的な金額、方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
吉 田 隆 興	平成2年3月 当社取締役 平成4年3月 当社常務取締役 平成7年3月 当社専務取締役 平成10年3月 当社代表取締役社長 平成17年6月 当社代表取締役会長 平成17年8月 当社取締役会長 (現在に至る)
村 上 俊 介	平成6年3月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役 平成17年6月 当社代表取締役社長 (現在に至る)
山 口 宏	平成10年3月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役 平成17年6月 当社代表取締役副社長 (現在に至る)

氏 名	略 歴
石 田 伸 行	平成 6 年 3 月 当社取締役 平成12年 3 月 当社常務取締役 平成15年 6 月 当社専務取締役 平成18年 3 月 当社専務取締役退任 平成18年 4 月 当社顧問 (現在に至る)
立 野 誠	平成10年 3 月 当社取締役 平成15年 6 月 当社常務取締役 (現在に至る)
森 田 正 博	平成10年 3 月 当社取締役 平成15年 6 月 当社常務取締役 (現在に至る)
堀 池 康 友	平成13年 6 月 当社取締役 平成17年 6 月 当社常務取締役 (現在に至る)
高 林 賢 了	平成12年 3 月 当社監査役 (現在に至る)

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：大阪市北区西天満 3 丁目 5 番23号
ホテルイルグランデ梅田 1 階「グレース」
T E L (06) 6361-7201



[J R 西日本] 大阪天満宮駅より徒歩 5 分
[大阪市営地下鉄] 南森町駅より徒歩 3 分